

第3章 基本目標

1 第三次計画の進捗状況

(1) 2つの長期的目標

第三次計画では、「低炭素社会の実現」と「琵琶湖環境の再生」を長期的な目標として、「持続可能な滋賀社会の実現」を目指すものとしています。

「低炭素社会の実現」

- 2030年における滋賀県の温室効果ガス排出量が50%削減（1990年比）されている。

「琵琶湖環境の再生」

- 琵琶湖流域および周辺で健全な生態系と安全・安心な水環境が確保されている。
- 遊・食・住などの人の暮らしと琵琶湖の関わりが再生している。

(2) 2つの目標の評価

◆ 低炭素社会の実現について

(主な実績)

- 低炭素社会の実現に向けて、温暖化対策の道筋を明らかにする「滋賀県低炭素社会実現のための行程表」（平成23年（2011年）1月）を策定するとともに、「滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例」（平成23年（2011年）3月）を制定しました。また、滋賀県における低炭素社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「滋賀県低炭素社会づくり推進計画」（平成24年（2012年）3月）を策定しました。
- また、地域レベルで取組可能な再生可能エネルギーの導入促進や関連産業の振興を戦略的に推進していくため、「滋賀県再生可能エネルギー振興戦略プラン」（平成25年（2013年）3月）を策定しました。

(数値指標)

| 分類 | 指標内容 | 単位 | 基準年度 | 基準年度実績 | 平成22年度 中期実績 | 平成22年度 中期目標 | 平成24年度 実績 | 平成25年度 目標 |
|---------|----------------------|----|------|--------|----------------|----------------|--------------|--------------|
| 地球温暖化対策 | 温室効果ガス排出量の削減率(平成2年比) | % | H18 | 7.7 | 8.0 (H20) | 9 | 13.8 (H22) | 9以上 |
| | 「みるエコおうち」プログラム取組世帯数 | 世帯 | | 0 | 2,190 | 50,000 | 2,463 | 50,000を維持 |
| | 県内での太陽光発電による総発電容量 | kW | H16 | 17,402 | 36,062 | 100,000 | 108,790 | 100,000以上 |

(評価)

- 平成24年度（2012年度）実績では、温室効果ガス排出量削減率および県内での太陽光発電による総発電容量は平成25年度（2013年度）目標を上回っています。

*なお、平成25年（2013年）12月に公表した平成23年度（2011年度）の温室効果ガス総排出量（最新データ）は、1,322万tであり、平成2年度（1990年度）比1.5%減（20万t減）となっています。

- 今後も、低炭素社会の実現を目指して、企業や家庭、個人が、自らのライフスタイルやビジネススタイルの転換をさらに進めていくとともに、地域レベルで取組可能な再生可能エネルギーの導入促進や関連産業の振興等を進める必要があります。

◆琵琶湖環境の再生について

(主な実績)

- 「2050年頃の琵琶湖のあるべき姿」を念頭に置き、健全な琵琶湖を次世代に引き継ぐための指針として策定された「琵琶湖総合保全整備計画（マザーレイク21計画）」の第2期改定（平成23年（2011年）10月）を行いました。
- ヨシ群落の健全な育成を県民などとの協働によって進めていくとともに、ヨシ群落の生態特性・地域特性に応じた維持管理や刈り取ったヨシの有効な利活用を図ることを目的として新たな「ヨシ群落保全基本計画」（平成23年（2011年）2月）を策定しました。
- 内湖と琵琶湖の豊かな生態系を回復するとともに、内湖・琵琶湖と人とのより良い関係を築くため、そこに至るまでの道筋を示すものとして、「内湖再生全体ビジョン」（平成25年（2013年）3月）を策定しました。

(数値指標：主なもの)

| 分類 | 指標内容 | 単位 | 基準年度 | 基準年度実績 | 平成22年度中期実績 | 平成22年度中期目標 | 平成24年度実績 | 平成25年度目標 |
|--------|--------------------------|------|------|--------|------------|------------|----------|----------|
| 自然環境 | 希少野生動植物種の「生息・生育地保護区」の箇所数 | 箇所 | H19 | 2 | 7 | 10 | 9 | 10 |
| | 外来魚の推定生息量 | トン | H18 | 1,600 | 1,400 | 1,000 | 1,295 | 1,000以下 |
| | 琵琶湖のヨシの面積 | ha | H14 | 151 | 176.76 | 159 | 179.76 | 159以上 |
| | 年間間伐実施面積 | ha | H15 | 1,920 | 3,014 | 2,600 | 1,773 | 3,100 |
| 琵琶湖の水質 | 琵琶湖の水質 | | | | | | | |
| | (COD)北湖 | mg/L | H22 | 2.6 | 2.6 | 2.6 | 2.6 | 2.6以下 |
| | 南湖 | mg/L | H22 | 3.6 | 3.6 | 3.1 | 3.7 | 3.6以下 |
| | (T-N)北湖 | mg/L | H22 | 0.25 | 0.25 | 0.30 | 0.26 | 0.24以下 |
| | 南湖 | mg/L | H22 | 0.28 | 0.28 | 0.33 | 0.30 | 0.26以下 |
| | (T-P)南湖 | mg/L | H22 | 0.016 | 0.016 | 0.018 | 0.014 | 0.016以下 |

(評価)

- 流入負荷は削減されてきていますが、環境基準が未達成の項目があります。また、湖の栄養塩バランスの変化や深水層の溶存酸素濃度低下に加え、プランクトンの質的な変化など新たな課題が生じています。
- 在来魚介類の回復や湖岸景観の回復などに向けた取組を進めており、ヨシ群落の拡大などの成果も見られます。その反面、在来魚介類の減少や外来水生植物の繁茂などの課題も多くあります。
- 森林の適切な管理や生物多様性に配慮した農地の増加などに向けた取組を進めていますが、森林部におけるニホンジカや病害虫などによる被害が深刻な状況にあります。

- 暮らしと湖の関わりの再生のためには、暮らしを湖に近づけ、湖への関心や理解を深めるよう県民一人ひとりの問題として、それぞれがライフスタイルを見直す必要があります。

2 県民の環境意識

第三次計画の改定に先立ち、県が優先的に取り組むべき環境課題や施策を把握するため、平成24年（2012年）6月5日から6月29日にかけて、環境に対する県民の意識調査を実施しました。（平成24年度「県政世論調査」）

（1） 県が優先的に取り組むべき環境課題や施策について

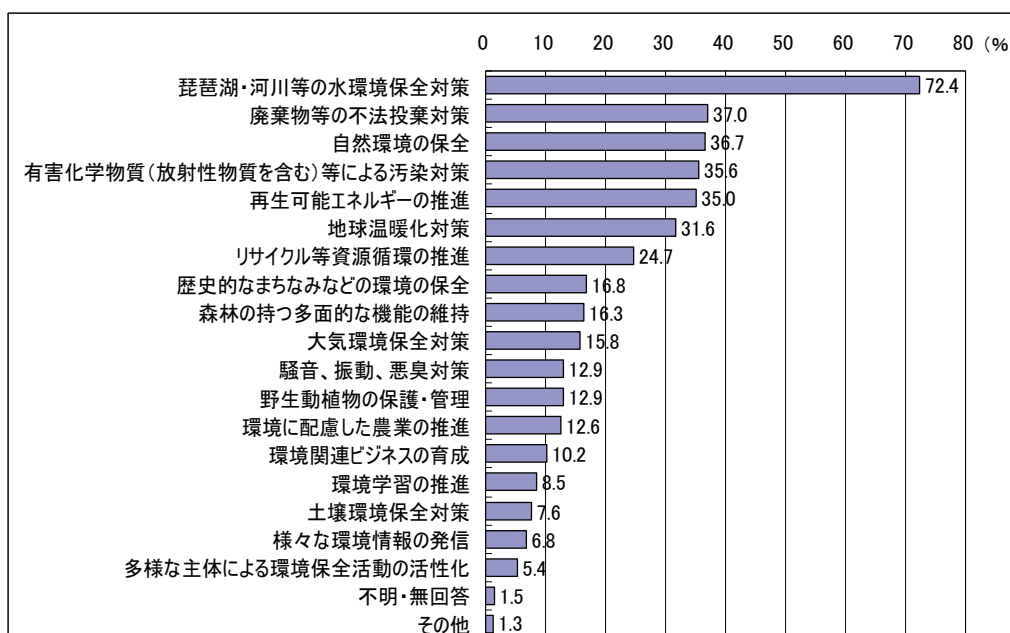
結果：「琵琶湖・河川などの水環境保全対策」への高い関心

県が優先的に取り組むべき環境課題や施策については、「琵琶湖・河川などの水環境保全対策」が72.4%で最も多く、以下、「廃棄物などの不法投棄対策」が37.0%、「自然環境の保全」が36.7%、「有害化学物質（放射性物質を含む）などによる汚染対策」が35.6%、「再生可能エネルギーの推進」が35.0%と続いています。

他の分野と比較しても、県民の「琵琶湖・河川などの水環境保全」への関心の高さが際立っています。

（図22 県が優先的に取り組むべき環境課題や施策）

（図 22 県が優先的に取り組むべき環境課題や施策）

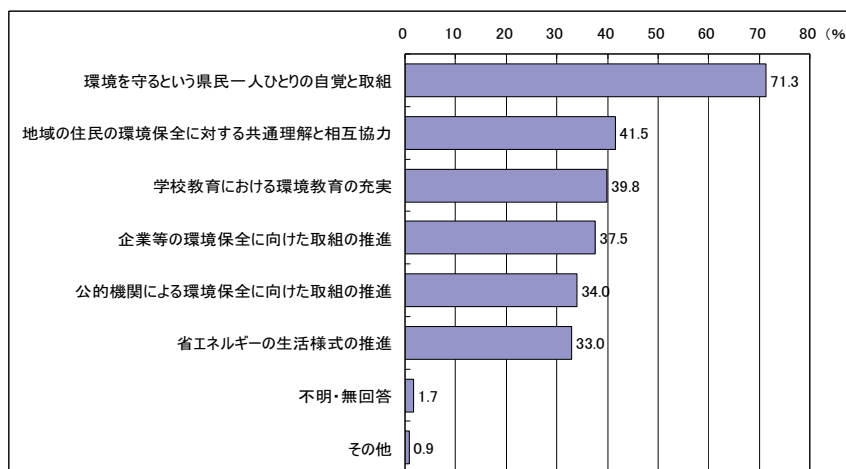


(2) 環境問題を解決し、良好な環境を次世代に引き継ぐためには、どのようなことが重要か。

結果：県民一人ひとりの自覚と取組が重要

環境問題の解決に向け、重要な事項としては、「環境を守るという県民一人ひとりの自覚と取組」が71.3%で最も多く、以下、「地域の住民の環境保全に対する共通理解と相互協力」が41.5%、「学校教育における環境教育の充実」が39.8%、「企業などの環境保全に向けた取組の推進」が37.5%と続いています。この県民一人ひとりの意識をいかに実践行動につなげるかが重要となります。

(図 23 環境問題を解決し、良好な環境を次世代に引き継ぐためには、どのようなことが重要か)

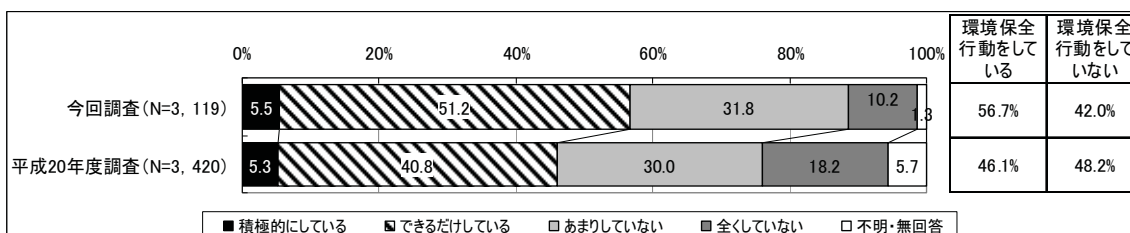


(3) あなたは、日頃から「環境保全行動」をしていますか。

結果：約半数の県民が環境保全行動を実践している。

「環境保全行動」の実践状況については、「環境保全行動をしている」（「積極的にしている」と「できるだけしている」の合計）は56.7%となっており、平成20年度調査と比較すると10.6ポイント増加しています。2人に1人以上の県民が何らかの環境保全行動をしていると評価できますが、環境を守って行くためには、各主体・すべての人が「自分ごと」として、環境問題を捉える必要があることから、残りの県民の参加をいかに促していくかが重要です。

(図 24 あなたは、日頃から「環境保全行動」をしていますか)



3 将来像実現に向けた基本目標

今日、環境問題は、複雑化・多様化の様相を見せてきています。例えば、琵琶湖では、汚濁負荷の削減が進んでいる一方で、在来魚の不漁が続くなど、1つの視点だけでの原因解析、対策の実施では解決に至らなくなっており、「めぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会」を実現していくためには、広い視野から、総合的に取組を進めていく必要があります。

本計画では、第三次計画の進捗状況や県民の環境に対する意識などを踏まえつつ、次の3つの基本目標を設けます。この基本目標は、滋賀県の環境施策の大きな指針を定めるもので、第4章に掲げる各種施策や、各分野別計画を方向づけていくものです。

[3つの基本目標]

I 環境の未来を拓く「人」・「地域」の創造

- I-1 主体性をもった人育ち・人育てにより、その先の社会づくりを進めます
- I-2 環境保全の視点が社会・経済活動に織り込まれた地域社会づくりを進めます

II 琵琶湖環境の再生と継承

- II-1 活力ある営みの中で、琵琶湖の健全性を確保し、琵琶湖と人が共生する社会を次世代に継承します
- II-2 生きもののにぎわいとつながりのある豊かな社会づくりを進めます

III 低炭素化など環境への負荷が少ない安全で快適な社会の実現

- III-1 低炭素社会・省エネルギー型の社会への転換を進めます
- III-2 環境リスクの低減による安全・安心な社会づくりを進めます
- III-3 廃棄物の排出抑制や再使用に重点をおく3R取組のステップアップを進めます

4 基本目標設定の背景と考え方

I 環境の未来を拓く「人」・「地域」の創造

- I-1 主体性をもった人育ち・人育てにより、その先の社会づくりを進めます
- I-2 環境保全の視点が社会・経済活動に織り込まれた地域社会づくりを進めます

◆ 背景

[滋賀県の潜在的可能性]

- 日本全体として、少子高齢化社会が到来する中で、滋賀県は15歳未満の人口割合が全国第3位、人口あたりの大学生数も全国第3位となっており、若さと活力にあふれ、潜在的に将来の環境を支える人材が多く存在する県です。

[先達の実践運動]

- また、滋賀県には、琵琶湖をはじめとする環境を守ってきた県民意識の高さと過去から受け継がれてきた実践行動の土壌があります。琵琶湖で大規模な赤潮が発生した昭和50年代、琵琶湖を守るために県民が主体となって始まった「石けん運動」は、美しい琵琶湖を次世代に引き継ごうとする県民の意思の強い表れであり、身近な消費、生活行動の中で展開された実践行動の1つでした。



琵琶湖条例施行1周年当時（1981年）の様子

[びわ湖の日]

- 石けん運動の成果として、昭和55年（1980年）7月1日「滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例」（琵琶湖条例）が施行されました。昭和56年（1981年）に琵琶湖条例施行1周年を記念して、7月1日を「びわ湖の日」と決めました。以後、「びわ湖の日」を中心に県下一斉清掃を行ってきました。平成23年（2011年）の「びわ湖の日30周年」を契機に、「びわ湖の日」の取組として、これまで行われてきた「琵琶湖をきれいにする事」に加え、「豊かな琵琶湖を取り戻すこと」、「琵琶湖にもっと関わる事」という考え方をもとに、先達の実践運動はさらに発展しています。



びわ湖の一斉清掃の様子

[環境保全と地域の活性化]

- 国の第4次環境基本計画においては、環境と経済と社会をともに発展させることを目標として、経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進を優先的に取り組む重点分野の1つに掲げています。

滋賀県は、日本のまんなか位置し、交通の要衝であるという恵まれた地理的条件を生かし、全国でも有数の「モノづくり県」として発展してきました。特に、太陽電池やリチウムイオン電池など、今後さらに大きく成長すると見込まれるエネルギーや水環境ビジネスの分野での工場の集積が進んでいます。

県では、環境産業の一層の振興を期して、県内の産学官が連携し、平成10年（1998年）から毎年、環境産業総合見本市「びわ湖環境ビジネスメッセ」を開催しています。平成25年（2013年）3月には「滋賀県再生可能エネルギー振興戦略プラン」を策定し、『地域主導による「地産地消型」、「自立分散型」エネルギー社会の創造』を基本理念に掲げ、地域レベルで取組可能な再生可能エネルギーの導入促進や関連産業の振興を戦略的に推進しています。



びわ湖環境ビジネスメッセ

滋賀県内では、日本初の信託方式の市民ファンドを活用した「コナン市民共同発電所プロジェクト」などの取組が進むとともに、県立施設の屋根を太陽光パネル設置に貸し出す取組もはじまりました。

◆ 基本目標の達成に向けた考え方

[人育ち・人育て、その先の社会づくりへ]

- めぐみ豊かな環境を育み、「いのち」への共感ができる人材を育てていくためには、様々な環境問題の本質を理解し、その要因を日常生活、地域や仕事、さらには、私たち自身の価値観や社会経済のあり方と関連づけて「自分ごと」として捉え、環境に配慮した社会を創造していくことが重要です。すなわち、気づく、学ぶ、考える、行動するといった人材の育成に止まることなく、その先にある持続可能な社会づくりへと進めます。
- 今日発生している環境問題は、県民一人ひとりのライフスタイルやビジネススタイルなどに多くを起因していると考えられます。その解決に向けては、県民、NPO、事業者、行政などあらゆる主体が、環境に対する責任を自覚し、自ら取り組むことが必要となります。生産から消費までの各段階において、省エネルギー、省資源などの環境にやさしいライフスタイルやビジネススタイルへの変革を促進し、行政各主体も自ら率先した取組が求められます。さらに、そのライフスタイルやビジネススタイルを社会の仕組みとして織り込み、環境に優しい行動が「湖国の文化」といえるまでの継続した取組を行います。
- 今後、さらに、環境保全の視点を大胆に社会・経済活動に埋め込み、様々な環境問題の克服と地域に根ざした事業の展開を図ります。

II 琵琶湖環境の再生と継承

- II-1 活力ある営みの中で、琵琶湖の健全性を確保し、琵琶湖と人が共生する社会を次世代に継承します
- II-2 生きもののにぎわいとつながりのある豊かな社会づくりを進めます

◆ 背景

[県民の暮らしや心を映す鏡]

- 琵琶湖は、約400万年前に生まれ、固有で豊かな生態系を育んできました。
琵琶湖ほど、人との関わりを古くまでたどれる湖は他にありません。この地の住民は、琵琶湖のめぐみを受け、琵琶湖と共生しつつ、食、生業（なりわい）などにおいて、独自の文化を育んできました。春夏秋冬での季節感が感じられ、美しい琵琶湖の風景や緑豊かな森林は人々の心を和ませ、琵琶湖や流域河川では、在来の魚介類でにぎわいを見せてきました。
また、琵琶湖は、130万人を超える人々が集水域で生活する今日においても、なお、一定の良好な環境が保たれている世界で希少な湖です。さらに、近畿1,450万人の命の

水源として、人々の生活に欠かせない存在となっているとともに、地球規模での環境問題の「小さな窓」として、大きな変化が現れる前の「予兆」を示す身近な自然環境でもあります。まさに、県民の「暮らし」や「心」を映す鏡でもあります。

[遠い水・近い水]

- 私たちを取り巻く社会は、戦後の高度経済成長期を経て、大きく変わりました。琵琶湖総合開発により快適な暮らしを得た私たちは、以前のように、日々の暮らしの中で川や琵琶湖に気を配ることがなくなりました。

その一方で、都市的で快適な暮らしと引き換えに、川や琵琶湖を人びとの意識から「遠い」また「見えにくい」（「遠い水」）存在にしてしまいました。

東日本大震災は上水道や下水道などのライフラインを分断し、現代社会の脆弱な構造を露わにしました。これにより、日本の各地の店舗では、ペットボトル入りの水が売り切れる事態となり、私たちに、井戸水など、「身近な」水（「近い水」）の重要性を再認識させることとなりました。

◆ 基本目標の達成に向けた考え方

[琵琶湖再生と継承に向けて]

- これまでの琵琶湖の環境施策は「水質保全」が中心であり、対策の結果、流入負荷の削減が進みました。しかし、私たちと水との距離は広がり琵琶湖流域生態系も大きく変化しました。琵琶湖を健全な姿で次世代に引き継ぐためには、水質保全対策を継続しながら、琵琶湖流域生態系の保全・再生や暮らしと湖の関わりの再生につなげていく必要があります。

このため、県民の一人ひとりが琵琶湖に触れ・体感し、湖魚など琵琶湖のめぐみをいただくことなどにより、琵琶湖の多様な価値を再発見し、そのつながりを深める中で、琵琶湖環境の再生を進め、将来の世代へ継承します。

[生物多様性の保全]

- 目指すべき将来像の中でも述べたように、環境はすべての「いのち」の基盤であり「いのち」をつなぐ場です。生きものの中で、今を生きる私たちだけが、良好な環境を育み、その環境を未来へつなぐことができる唯一の存在です。様々な「いのち」への共感を通じ、豊かな環境を育み、将来世代へ健全で質の高い環境を引き継ぐことが重要です。

このため、先人から受け継いだ豊かで望ましい生態系を保全する取組のさらなる強化を図り、生物多様性を確保し、様々な生きものにぎわう、生命あふれる自然環境の再生を進める必要があります。

- 近年、野生鳥獣の数の増加や分布域の拡大により、農林水産業被害の拡大、食害による植生の衰退や生態系のかく乱など、人と野生鳥獣の間に様々なあつれきが生じています。こういった被害を軽減するとともに個体群の安定的な維持を図るため、個体数管理、被害防除対策、生息環境管理を柱とした施策を総合的に進めます。

[森林保全の取組]

- 県土のおよそ2分の1を占める森林は、近畿1,450万人の生活を支える琵琶湖の水を育み、野生生物を住ませ、また自然災害を防ぐなど、私たちの暮らしと切り離すことができない貴重な財産です。林業の振興が図られ、県民の主体的な参画のもと、緑豊かな森林を守り育て、地域特性に応じた、森林の多面的機能の維持・発揮を図ります。



Ⅲ 低炭素化など環境への負荷が少ない安全で快適な社会の実現

- Ⅲ-1 低炭素社会・省エネルギー型の社会への転換を進めます
- Ⅲ-2 環境リスクの低減による安全・安心な社会づくりを進めます
- Ⅲ-3 廃棄物の排出抑制や再使用に重点をおく3R取組のステップアップを進めます

◆ 背景

[まったなしの地球温暖化対策]

- 平成25年（2013年）9月に発表された「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書第1作業部会報告書（自然科学的根拠）」では、「気候システムの温暖化については疑う余地がない。最近30年の各10年間の世界平均地上気温は、1850年以降のどの10年間よりも高温」であり、また、「地球温暖化の影響で、今世紀末（2081年～2100年）に気温は1986年～2005年を基準として最大で4.8℃上がる。」と予測しています。

地球温暖化防止に向けては「温室効果ガスの継続的な排出は、気候システムのすべての要素に温暖化や変化をもたらす。気候変動を制限するためには、温室効果ガスの排出量の大幅かつ持続的な削減が必要となる。」と指摘しています。

- 県内（彦根市）の年平均気温は、明治27年（1894年）から平成23年（2011年）の間に、100年あたり1.24℃上昇しています。また、琵琶湖表層の水温も気温と同様に上昇傾向にあり、地球温暖化が琵琶湖の生態系に及ぼす影響も懸念されており、地球温暖化対策はまったなしの状況にあります。滋賀県の温室効果ガスの排出は、二酸化炭素（CO₂）がその9割以上を占めており、地球温暖化対策を進める上で、二酸化炭素（CO₂）削減対策が重要です。

- 平成25年（2013年）9月15日から16日未明にかけて、台風第18号のもたらした2日間で総雨量約600ミリに上る経験したことのない集中豪雨が滋賀県を襲い、県内各地に大きな爪痕を残しました。

近年の台風の大型化については、その一因として、地球温暖化の影響が指摘されています。

気象庁気象研究所の最新の温暖化予測研究によると、温暖化が進んだ「21世紀の日本では、夏から秋にかけて、降水量は全国的に増加し、特に西日本で増加が大きくなる

とともに年ごとの変動が大きくなる、また強い降水現象が増加する可能性が高い」ことが示されています。

- 一方で、東日本大震災の発生後、電力需給問題など社会の大きな情勢変化が生じました。平成23年（2011年）の夏期、関西圏域における電力不足の懸念に対して節電などの取組がなされ、新たな気づきや工夫によるものも生まれました。

[大気・化学物質などの現状と課題]

- 大気汚染防止法や水質汚濁防止法、滋賀県公害防止条例などの環境規制の強化や、各事業者の自主的な取組の進展により、環境汚染物質の排出は引き続き減少傾向にあります。一方で、東日本大震災における原子力発電所事故により放出された放射性物質や、微小粒子状物質（PM2.5）の問題化などにより、化学物質等への社会的な関心や安全・安心な社会を求める声が高まりつつあります。

[大量生産・大量消費型社会と廃棄物]

- 大量生産、大量消費型の社会経済活動は、便利で快適な生活をもたらした一方で、資源を浪費し、大量の廃棄物を排出し、産業廃棄物の不法投棄や散在性ごみの増加など、環境に大きな負荷を与えながら、社会経済活動を行ってきました。

◆ 基本目標の達成に向けた考え方

[環境に配慮した行動の実践]

- 目指すべき将来像である「めぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会」を実現していくためには、豊かな環境を育み、将来世代へ健全で質の高い環境を引き継ぐことが必要です。

「環境リスクの低減」などによる安全で快適な社会の実現は、今を生きる私たちの「いのち」を守るとともに、未来の滋賀県を担う子や孫たちに「いのち」をつなぐことに他なりません。

目指すべき将来像の実現に向け、県民やNPOおよび事業者など様々な主体が、日常生活や事業活動のなかで、環境課題を「自分ごと」として捉え、環境に配慮した行動を自ら実践していくことが重要となります。

[ライフスタイルやビジネススタイルの転換]

- 2030年において滋賀県の温室効果ガス排出量が1990年比で50%削減された低炭素社会の実現を目指して、企業や家庭、個人が、自らのライフスタイルやビジネススタイルの転換をさらに進めます。

- 東日本大震災の影響や教訓を踏まえ、再生可能エネルギーなどの新技術の導入促進を図るとともに節電や省エネ行動をさらに広げていきます。

特に再生可能エネルギー導入促進に向けては、地域主導による「地産地消型」、「自立分散型」エネルギー社会を構築していくことが重要です。このため、地域における様々な取組主体が、地域の資源を最大限活用しながら、生活や産業活動に必要なエネルギー

を可能な限り地域の中から生み出し、地域の中にエネルギー源を分散配置するとともに、省エネを推進することにより、環境に配慮した、産業振興につながる、災害に強い社会づくりを進めます。

[大気・化学物質などの対策の推進]

- 事業者などによる環境規制の遵守と環境基準の達成や化学物質管理の取組を引き続き進めていくとともに、住民が、周辺環境の状況を的確に把握・評価できる社会づくりを進めます。

[放射性物質の情報提供]

- 安全・安心を確保する観点から、緊急時における原子力施設からの放射性物質または放射線の放出による県内の環境への影響を評価するため、大気中の放射線量や琵琶湖における放射性物質量のモニタリング調査を実施し、県民に適時情報提供を行います。

[3Rの推進]

- 出てからではなく、出る前にできる限り廃棄物の排出を抑制（リデュース）、再使用（リユース）し、廃棄物となったものについては、再生利用（リサイクル）するなど可能な限り適正な循環的利用を行い、最後にどうしても利用できないものについては、省エネ・熱利用型の処理を促進することを基本に、県民、事業者、行政が、それぞれの役割と責任を果たしながら連携して取組を展開し、循環型社会への転換をさらに進めます。



レジ袋削減啓発チラシ



環境にやさしい買い物キャンペーン

第4章 環境施策の展開

この章では、第3章で定めた基本目標ごとに施策の具体的な展開を示します。

I 環境の未来を拓く「人」・「地域」の創造

I-1 主体性をもった人育ち・人育てにより、その先の社会づくりを進めます

I-2 環境保全の視点が社会・経済活動に織り込まれた地域社会づくりを進めます

【I-1 主体性をもった人育ち・人育てにより、その先の社会づくりを進めます】

◆ 環境問題や持続可能社会の実現を「自分ごと」として捉え、実践・行動できる人材育成と地域づくり

○ 環境問題を「自分ごと」として捉え、実践行動へとつなげる環境学習の推進が求められます。「滋賀県環境学習推進計画」に基づき、県民、NPO・地域団体、学校、企業、行政などの様々な主体の連携のもと、ライフステージに応じた環境学習の関連施策を体系的・総合的に進めます。

○ 環境学習を担う人材の育成と活用については、環境への関心と問題解決能力を高め、持続可能な社会づくりに向けて主体的に実践行動できる人育てを目指し、環境学習センターや琵琶湖博物館など、環境学習の拠点機能を生かした取組を進めます。



環境学習センターの相談風景

○ 人、社会、自然、文化などの幅広い学習や活動ができる仕組みづくりや県民の体験活動の充実に向けた場づくりを進めるなど、様々な地域において体験の機会を提供するとともに、主体間の交流や連携の仕組みづくりを進めます。

○ 「びわ湖の日」の事業展開などを通じて、滋賀県民をはじめ、京都や大阪など下流域の住民が、琵琶湖の自然やめぐみについて深く知り、積極的に関わることができるよう、琵琶湖への思いを皆で共有する取組を進めます。



下流域の学校での出前講座

- 環境教育を各教科等と関連づけて教育課程に位置づけ、児童生徒が滋賀県の豊かな自然や身近な環境に直接関わることを通して、人と環境の関わりについての理解、環境を大切に作る心や実践的な態度など、持続可能な社会づくりに必要な能力・態度を育成します。また、環境教育に関わる教員の資質向上に努めます。
- 自然体験や生活体験といった直接体験が環境問題を解決する基礎の一つであることから、学習船うみのこによる「びわ湖環境学習」、森づくり体験などの「森林環境学習」（やまのこ）、「農業体験学習」（たんぼのこ）など、体験的に学ぶ環境学習を引き続き推進します。



やまのこ



うみのこ
(びわ湖フローティングスクール)



たんぼのこ

【I-2 環境保全の視点が社会・経済活動に織り込まれた地域社会づくりを進めます】

◆ 環境に配慮したライフスタイルやビジネススタイルへの転換を進め、「湖国の文化」へ

- 省資源化・省エネルギー化、再生可能エネルギーの利用など、環境にやさしいライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を、県民、事業者、行政の協働のもと進めます。
- 琵琶湖に遊び、湖畔で学び、琵琶湖めぐみを味わうことで自然との共生を体感し、人々が琵琶湖とつながり、関わり合いを深めることができるライフスタイルの構築を進めます。
- 琵琶湖流域に関わる多様な主体が、「琵琶湖総合保全整備計画（マザーレイク21計画）（第2期改定版）」の進行管理および評価・提言を行う場として位置づけられる「マザーレイクフォーラム」において、琵琶湖の現状や思い、将来について話し合うことにより、新たな環境保全活動への展開を推進します。



マザーレイクフォーラム
びわコミ会議での議論の様子

- グリーン購入を推進する団体との連携を通じて、環境に配慮された製品やサービスを優先的、選択的に購入する行為の幅広い普及を図り、ライフスタイルやビジネススタイルの省資源・循環型への転換を進めます。

- 県民、事業者、行政等のあらゆる主体が、私たちの暮らしを支える生物多様性の重要性を認識し、社会・経済活動の中に生物多様性への配慮を組み込みます。
- 鉄道、バスなどの地域内交通網と徒歩や自転車を組み合わせた「エコ交通ネットワーク」の形成による公共交通の利用環境整備と、県民自らが進んで公共交通を利用する意識変革により、公共交通を主体とした「エコ交通」を推進します。
- 地域の特性に応じた、琵琶湖を中心としたひろがりつつながりのある景観形成を進め、県土の一体的な景観保全を推進するとともに、県内にある多くの貴重な文化財や伝統文化などに県民が身近に親しみ、潤いある生活につながるよう、その積極的な保存と活用を図ります。

◆ 滋賀県の環境関連技術の研究成果が活用され、環境保全と経済発展が両立できる社会の構築

- 滋賀県経済界と県との協働による「滋賀エコ・エコノミープロジェクト」での取組や、中小企業者等が行う低炭素化技術の開発への支援などを通じて、環境と経済の両立を目指す低炭素社会の実現に向け、経済界と連携して取組を進めます。



滋賀エコ・エコノミープロジェクト

- 再生可能エネルギー・省エネルギー型社会を進めるため、技術や製品の開発を促進するとともに、販路拡大など市場化を推進するため、産学官金民が連携して取り組み、支援を行います。

- 水環境分野においては、県民の活動、行政の規制や事業および企業の努力により、琵琶湖を中心として水環境保全に取り組んできた経験やノウハウを「琵琶湖モデル」として発信しながら、水環境ビジネスを推進するとともに、国内外の水環境の課題解決に貢献します。



海外からの視察の受け入れ

- 観光分野においては、環境をテーマとした滋賀県への観光を促進し、来訪者と県民等との交流を通じて、環境に配慮するライフスタイルやビジネススタイルに対する誇りを醸成します。

- 農業分野においては、環境こだわり農業のスタンダード化・定着に向け、環境負荷を軽減する栽培技術の一層の普及拡大を目指します。また、滋賀県の地域ブランド力を向上していく取組として、環境こだわり農産物の流通拡大を進めます。さらに、県民の環境こだわり農業への理解と環境こだわり農産物の積極的な利用を進め、県民生活に定着させていくための取組を進めます。



環境こだわり農産物
認証マーク

Ⅱ 琵琶湖環境の再生と継承

- Ⅱ-1 活力ある営みの中で、琵琶湖の健全性を確保し、琵琶湖と人が共生する社会を次世代に継承します
- Ⅱ-2 生きもののにぎわいとつながりのある豊かな社会づくりを進めます

【Ⅱ-1 活力ある営みの中で、琵琶湖の健全性を確保し、琵琶湖と人が共生する社会を次世代に継承します】

- 琵琶湖を健全な姿で次世代に引き継ぐための指針として、2050年頃の琵琶湖のあるべき姿を念頭に策定した「琵琶湖総合保全整備計画（マザーレイク21計画）（第2期改定版）」に掲げる「琵琶湖流域生態系の保全・再生」と「暮らしと湖の関わりの再生」の2つの方向性のもとで推進します。

◆ 「湖内」「湖辺域」「集水域」および「つながり」に配慮した琵琶湖流域生態系の保全・再生

- 森林から人々が暮らす「集水域」「湖辺域」を経て琵琶湖に至るまでを一つの系として意識した上で、事象間・要素間の関係性に着目した総合型の研究や取組を実施し、琵琶湖流域生態系の保全・再生につなげます。また、地域の暮らしや環境保全活動・保全施策が水を媒介として重なり、つながっていることを見えるようにすることで、各主体間・施策間の連携を促進し、「森～川～里～湖」のつながりの再生を図ります。[つながり]
- 琵琶湖流域における喫緊の課題である「在来魚介類の減少」に対して、県立試験研究機関が連携し、水系や餌環境のつながりの視点から、その減少要因の解明と在来魚介類の復活に向けた検討を行います。[つながり]
- 「湖沼水質保全特別措置法」に基づく「琵琶湖に係る湖沼水質保全計画（第6期）」の着実な推進を図るとともに、琵琶湖の水質と生態系の関係を解明するための調査研究を進め、良好な栄養塩バランスを回復するなど、琵琶湖流域生態系の保全・再生につなげます。[湖内]
- 生態系に配慮した琵琶湖水位操作方法の実現を目指し、洪水期間においても琵琶湖周辺域および下流の治水リスクを増大させない範囲で、治水・利水・環境の調和のとれた弾力的な操作方法の確立について、国や関係機関と連携しながら検討・調整を進めます。[湖辺域]
- 南湖における水草の異常繁茂は、人々の生活、漁業の操業、船舶の航行や湖沼環境にまで、様々な問題を引き起こしており、刈り取りから有効利用まで水草の適切な管理を行います。
特に、オオバナミズキンバイなど外来水生植物の生息地の拡大により、在来魚の産卵

場所のヨシ帯がふさがれるなど、水産業や生態系への影響がみられることから、その生態の解明や駆除方法の確立により根絶に向けた対策を早急に進めます。[湖辺域]

- 内湖は、古来、暮らしの中で利用されるとともに、琵琶湖固有の動植物の生息の場として、また、在来魚の繁殖・生育の場として重要な役割を果たしてきました。このため、豊かな生態系を回復し、暮らしを湖に近づけ、琵琶湖と人とのより良い関係を築き、地域資源を活用した内湖の再生を進めます。

内湖の中で、特に、質の高い生態系が存在し、多様な機能を果たしていた早崎内湖の再生を地元住民、環境団体や関係機関の理解と協力を得ながら進めます。[湖辺域]

- ヨシ群落は、ニゴロブナやホンモロコなどをはじめとする湖魚や多くの野鳥の生息の場になっています。「滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例」や「ヨシ群落保全基本計画」に基づき、琵琶湖のヨシ群落の健全な育成を図ります。[湖辺域]



ヨシの刈り取り

- かつてセタシジミの主要漁場であり、ニゴロブナやホンモロコの産卵に適した豊かな水域だった南湖を再び健全な生物生息空間、豊かな漁場として取り戻すため、南湖湖底の生物生息空間の回復を図ります。[湖辺域]

- コイ・フナ・ナマズなどが琵琶湖周辺の水田で産卵・生育できる環境の回復を目指し、地域住民などによって魚道等を整備する「魚のゆりかご水田」などの取組の支援を図ります。[湖辺域]



魚道を勢よく遡上するコイ

- 湖岸浸食の著しい砂浜の浸食防止対策を実施し、湖辺の砂浜やヨシ原、松林などの保全を進めます。また、人工湖岸を、現在の治水機能を確保しつつ、砂浜やヨシ原などの自然湖岸へと再生を進めます。[湖辺域]

- 今後、流入負荷を削減していくにあたっては、市街地などの面源からの負荷削減対策を推進するとともに、琵琶湖への汚濁負荷を削減するため、流入河川対策や底質改善対策を進めます。[集水域]

- 農業濁水の流出防止に向けた啓発や技術の普及を推進するとともに、流域ごとに農業排水の循環・反復利用や適正な用水管理（節水）の取組を進めます。[集水域]

- 洪水や渇水を緩和し、水質を保全する機能を持つ森林や農地を保全するとともに、強雨時の土壌流出などにより、保水機能や水質浄化機能が低下することを防止するため、県土を保全する治山事業などの推進により、土壌層の安定化を図ります。[集水域]

◆ 「個人・家庭」「生業（なりわい）」「地域」および「つながり」に配慮した暮らしと湖の関わりの再生

- 琵琶湖の恩恵に浴する一人ひとりがその思いを共有する「びわ湖の日」。その3つの視点「琵琶湖をきれいにする」、「豊かな琵琶湖を取り戻す」、「琵琶湖にもっと関わる」に基づく多様な取組を展開し、琵琶湖と人がさらに近づく関係を築きます。[個人・家庭] [生業（なりわい）] [地域] [つながり]

- 農業分野においては、環境こだわり農業のスタンダード化・定着に向け、環境負荷を軽減する栽培技術の一層の普及拡大を目指します。また、滋賀県の地域ブランド力を向上していく取組として、環境こだわり農産物の流通拡大を進めます。さらに、県民の環境こだわり農業への理解と環境こだわり農産物の積極的な利用を進め、県民生活に定着させていくための取組を進めます。（再掲）[個人・家庭] [生業（なりわい）]

- 琵琶湖の環境に配慮して生産された県産材を活用することは、資源循環を活発にし、健全な森林整備につながることから、県産材の流通拠点である、滋賀県森林組合連合会の「木材流通センター」を活用するなど、県産材の利用の促進を図ります。[個人・家庭] [生業（なりわい）]



木材流通センター（滋賀県森林組合連合会）

- 人、社会、自然、文化などの幅広い学習や活動ができる仕組みづくりや県民の体験活動の充実に向けた場づくりを進めるなど、様々な地域において体験の機会を提供するとともに、主体間の交流や連携の仕組みづくりを進めます。（再掲）[地域]

- 琵琶湖流域に関わる多様な主体が、「琵琶湖総合保全整備計画（マザーレイク21計画）（第2期改定版）」の進行管理および評価・提言を行う場として位置づけられる「マザーレイクフォーラム」において、琵琶湖の現状や思い、将来について話し合うことにより、新たな環境保全活動への展開を推進します。（再掲）[つながり]

- 自然体験や生活体験といった直接体験が環境問題を解決する基礎の一つであることから、学習船うみのこによる「びわ湖環境学習」、森づくり体験などの「森林環境学習」（やまのこ）、「農業体験学習」（たんぼのこ）など、体験的に学ぶ環境学習を引き続き推進します。（再掲）[つながり]

【Ⅱ-2 生きもののにぎわいとつながりのある豊かな社会づくりを進めます】

◆ 多種多様な在来の野生動植物と人間とが良好な関係を保つことによる、ふるさと滋賀の生物多様性の保全・再生

- 生物多様性を適切に保全し、そのめぐみを将来にわたって享受できる仕組みを構築するために、滋賀県の自然的社会的条件に応じた総合的かつ基本的な計画である「(仮称)滋賀県生物多様性地域戦略」の策定を進めます。また、同戦略に基づき、多様な主体の参加による生物多様性の保全・再生の仕組みを構築し推進を図ります。
- 県民一人ひとりの生活や企業活動が、生物多様性に大きく依存していることから、企業とNPO・地域・市民等の協働による生物多様性に関する活動の表彰を通じて、ネットワークの拡大・強化を図り、生物多様性に配慮した社会経済活動を推進します。
- 里地里山のように、人々が利用することで守られてきた自然をこれからも維持していくため、自然のめぐみを利用する「暮らしの知恵」を発掘し、若い世代に伝えます。
- 深刻化している農林水産業への鳥獣被害については、「滋賀県特定鳥獣保護管理計画」などに基づき、被害防除対策、生息環境の整備、個体数管理を総合的に進めます。特に、ニホンジカの食害による植生衰退が、生息頭数の増加や分布域の拡大に伴い、県内各所で見られるようになっており、生態系への影響や水源涵（かん）養機能、土砂流出防止機能といった森林の公益的機能の低下が懸念されています。このため、植生の保護や個体数調整などの施策を推進します。

また、府県を越えて広域的に分布・移動して、被害を及ぼしているカワウなどの鳥獣については、関西広域連合などとの連携を進め、広域的な視点に立った取組を推進します。
- 森林以外の、田園、都市内緑地、河川、水辺などの空間において、地域性に応じた多様な生物が生息・生育することができるよう、また、豊かな生活環境を創造するため、身近なみどりづくりやその普及啓発を進めます。

◆ 森林の多面的機能が持続的に発揮される、地域特性に応じた森林づくり

- 森林は、県土のおよそ2分の1を占め、水源涵養^{かん}や県土の保全をはじめ、二酸化炭素（CO₂）の吸収などの多面的機能を有し、県民の暮らしに不可欠なものです。琵琶湖の水源として重要な森林の多面的機能を持続的に発揮できるよう、地域特性に応じた森林管理を進めます。



- 滋賀県の地域資源である木材の利用において、樹皮や端材などを無駄なく利用する視点から、木質バイオマスの利用を推進し、森林整備や山村地域の活性化を図ります。
- 琵琶湖の環境に配慮して生産された県産材を活用することは、資源循環を活発にし、健全な森林整備につながることから、県産材の流通拠点である、滋賀県森林組合連合会の「木材流通センター」を活用するなど、県産材の利用の促進を図ります。（再掲）
- 近畿1,450万人の生活を支える琵琶湖を保全するためには、水源である森林を健全に未来へ引き継ぐことが必要であることから、琵琶湖から恩恵を受けている住民総ぐるみの意識で水源林を保全する仕組みづくりを進めます。
- 多様な樹種や林齢の混在する階層構造がよく発達した針広混交林など、林内に適当な日照が確保され、下層木や下草が生育し、様々な野生生物の生育環境が確保される森林づくりを進めます。

Ⅲ 低炭素化など環境への負荷が少ない安全で快適な社会の実現

Ⅲ-1 低炭素社会・省エネルギー型の社会への転換を進めます

Ⅲ-2 環境リスクの低減による安全・安心な社会づくりを進めます

Ⅲ-3 廃棄物の排出抑制や再使用に重点をおく3R取組のステップアップを進めます

【Ⅲ-1 低炭素社会・省エネルギー型の社会への転換を進めます】

◆ 地球温暖化により生じている世界的な問題を「自分ごと」として捉え、県民、事業者、行政などが連携した取組による低炭素社会づくり

○ 県民、事業者、行政などの連携と協働のもとに、生活、交通・運輸、まちと建物、産業活動、再生可能エネルギー、森林保全の各分野における取組を総合的に推進します。その中でも特に、東日本大震災に端を発する電力需給問題などの影響や教訓を踏まえ、より一層の省エネ行動の拡大や再生可能エネルギーの導入を進めます。また、これらを支える省エネ・創エネ製品などの利用の広がりを進める取組を重点的に進めます。

○ 地域レベルで取組可能な再生可能エネルギーの導入促進や関連産業の振興を戦略的に推進するため、「家庭・事業所における導入加速化」、「農山村の地域資源を活用したエネルギー創出」、「災害に強く、スマート化した地域づくり」、「地域エネルギー創出支援」、「関連産業振興」、「県庁率先」の6つの戦略プロジェクトを重点的に進めます。

○ 低炭素社会づくりに長期的な影響を及ぼす「まちづくり」や「住まい・建物」に関する取組を進めるため、省エネ建物の普及啓発などにより、家庭・業務部門における省エネのより一層の推進を図ります。

○ 「滋賀県次世代自動車充電インフラ整備ビジョン」により電気自動車（EV）やプラグインハイブリッド自動車（PHV）が県内のどこへでも安心して走行できる充電環境を整備するなど、電気自動車等の普及促進を図ります。

○ 滋賀県の地域資源である木材の利用において、樹皮や端材などを無駄なく利用する視点から、木質バイオマスの利用を推進し、森林整備や山村地域の活性化を図ります。（再掲）

○ 「緑のカーテン」、「クールシェア」といった暮らしの知恵を生かした取組を広げるなど、滋賀県地球温暖化防止活動推進センターや滋賀県地球温暖化防止活動推進員と連携し、ライフスタイルの転換につながるよう低炭素社会づくりの取組を進めます。



県内でのクールシェアの一例
（自治会館で健康体操をしている様子）

- 滋賀県経済界と県との協働による「滋賀エコ・エコノミープロジェクト」での取組や、中小企業者等が行う低炭素化技術の開発への支援などを通じて、環境と経済の両立を目指す低炭素社会の実現に向け、経済界と連携して取組を進めます。(再掲)
- 関西広域連合との連携のもと、温室効果ガスの排出削減に係る住民や事業者に対する啓発事業や関西スタイルのエコポイント事業、電気自動車等の普及促進に向けた広域的な取組を行うとともに、関西広域連合における再生可能エネルギー導入の将来的な目標設定に向けた検討をリードし、実現に向けた取組を進めます。



関西広域連合の
EV・PHV写真コンテスト

【Ⅲ-2 環境リスクの低減による安全・安心な社会づくりを進めます】

◆ 環境汚染物質などの排出抑制と適正管理による環境リスクの低減と県民、事業者、行政相互の環境リスクコミュニケーションによる安全・安心な生活環境の実現

- 工場や事業場からの環境汚染物質の排出に対し、引き続き監視・指導などを実施し、その排出抑制を進め、生活環境の保全を図ります。また、工場等における自主管理体制の構築や環境事故防止の取組について助言を行います。
- 環境リスクを的確に把握し、環境リスクコミュニケーションが進むよう、化学物質の有害性や一般大気環境の測定結果に関する情報やPRTR法に基づく排出量の情報などを共有できるよう、分かりやすく発信します。
- 大気環境の微小粒子状物質（PM2.5）や光化学オキシダントについて、県民の安全・安心が確保されるよう、定期的な監視を実施し、県民に公表します。
- 安全・安心を確保する観点から、大気中の放射線量や琵琶湖における放射性物質量のモニタリング調査を実施し、県民等に適時情報提供します。

【Ⅲ－３ 廃棄物の排出抑制や再使用に重点をおく３Ｒ取組のステップアップを進めます】

◆ 廃棄物の排出の抑制（リデュース）や、再使用（リユース）、廃棄物を資源として活用（リサイクル）する資源循環の取組の定着

- 廃棄物の排出の抑制（リデュース）や、再使用（リユース）、廃棄物を資源として活用（リサイクル）する３Ｒの取組強化をさらに進めます。特に、県民による廃棄物の排出抑制や再使用の取組を一層促進するため、市町や関係機関と連携して、廃棄物の減量に関する情報を、温暖化対策とも関連づけてわかりやすく発信する「見える化」を進め、循環型社会形成に向けたライフスタイルの転換を推進します。
- 廃棄物の発生抑制や再使用に重点をおく３Ｒの取組をさらに推進し、循環型社会の形成を一層進めるため、「(仮称)第四次滋賀県廃棄物処理計画」の策定を進めます。
- 事業者、県民団体および行政とで構成する「買い物ごみ減量推進フォーラムしが」において、レジ袋削減、マイバッグ持参率の向上など３Ｒの推進に向けた取組をさらに進めます。
- 各市町などが単独で災害廃棄物の処理が困難となった場合を想定した「災害廃棄物広域処理調整マニュアル」により、被災市町と被災していない市町等との間で災害廃棄物の広域処理が行われるよう必要な調整を図ります。
- 廃棄物処理施設の設置にあたっての事前協議や立入検査を的確に実施し、不適正処理事案発生時には、迅速な指導や法令に基づく改善命令などの的確な対応を行います。
- 滋賀県ごみの散乱防止に関する条例の周知を引き続き図るとともに、市町における条例制定や不法投棄監視体制の強化を支援します。